

静岡県告示第233号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和元年8月30日から起算して15日間、大熱海漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和元年8月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県熱海市伊豆山300-1	松本 早人
静岡県熱海市昭和町15-3	遠藤 哲也
静岡県熱海市桜木町23-9	小松 一人
静岡県熱海市上多賀761-6	藤間 典郎
静岡県熱海市中多賀1361	内田 英吾

2 加入区

大熱海加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大熱海漁業協同組合